

安城市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき  
監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年2月20日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 大 屋 明 仁

## 第1 監査の種類

定例監査

## 第2 監査の対象及び期間

産業部商工課 令和7年12月5日から令和8年1月28日まで

上下水道部下水道課 令和7年12月5日から令和8年1月28日まで

## 第3 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、産業部商工課及び上下水道部下水道課から提出された諸帳簿及び証拠書類等を調査し、関係職員の説明を聴取するとともに、前回の定例監査での留意事項等が処理されているかについても注意を払って実施した。

## 第4 監査の方針

令和7年11月末日までの令和7年度の予算執行事務及び委託契約等の執行事務が適正に行われているか、また、備品の保管及び財産の管理が良好に行われているかについて監査した。なお、必要に応じて対象期間外のものも監査した。

## 第5 監査の結果

監査を実施した範囲において、財務事務の執行状況は「おおむね適正に処理されている」と認められた。